

# 「PSS会員NEWS 2017年秋号」訂正とお詫び

CA1709

「特集1 公益法人等の法人税」におきまして、誤り及び追加事項がございました。  
以下の通り訂正・追加し、お詫び申し上げます。

## ◆P.5「特集1 公益法人等の法人税」

「(1)公益法人等の法人税課税の概要」の表内の「法人税率」に誤りがございましたので、以下の通り訂正・追加させていただきます。

法人の形態	課税対象	みなし寄附金(注2) ※損金算入限度額	【誤】	【正】	寄附者に対する 優遇(注5)
			法人税率 (注4)	法人税率(注4) (所得年800万円 までの税率)(注6)	
公益社団法人 公益財団法人	収益事業から生じた 所得にのみ課税 (公益目的事業に 該当するものは 非課税)	あり ※次のいずれが多い 金額 ①所得金額の50% ②みなし寄附金額の うち公益目的事業の 実施に必要な金額	19%	<b>23.4%</b> <b>(15%)</b>	あり
社会福祉法人 学校法人 更生保護法人	収益事業から生じた 所得にのみ課税	あり ※次のいずれが多い 金額 ①所得金額の50% ②年200万円	19%	<b>19%</b> <b>(15%)</b>	あり
宗教法人	収益事業から生じた 所得にのみ課税	あり ※所得金額の20%	19%	<b>19%</b> <b>(15%)</b>	なし (財務大臣の 指定を受けた 場合あり)
認定NPO法人	収益事業から生じた 所得にのみ課税	あり(注3) ※次のいずれが多い 金額 ①所得金額の50% ②年200万円	23.4% (所得年800万円 まで19%)	<b>23.4%</b> <b>(15%)</b>	あり
非営利型(注1)の 一般社団法人 一般財団法人 NPO法人	収益事業から生じた 所得にのみ課税	なし	23.4% (所得年800万円 まで19%)	<b>23.4%</b> <b>(15%)</b>	なし
一般社団法人 一般財団法人	全ての所得に対して 課税	なし	23.4% (所得年800万円 まで19%)	<b>23.4%</b> <b>(15%)</b>	なし

## 【追加】

(注6) 平成24年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用される税率